

「ひなた緑地遊学会」ボランティア規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は「ひなた緑地遊学会」と称する。

(2) 本会の所在地は代表宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、首都大・南大沢キャンパスにある日向緑地の雑木林・竹林の保全活動と生物多様性の環境整備活動、地域の子どもたちが主体的に自然に関わりながら、遊び、学ぶ自然体験活動の場として次世代に継承することを目的とする。

第3条 本会の活動は首都大学・東京及び教職員と密接な連携を取り実施する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う

- 1 緑地の保全に関する活動
- 2 生物多様性の場としての保全
- 3 小中学校における環境学習の支援
- 4 子どもたちの自然体験活動、自然観察活動
- 5 その他、前項に関連する活動を行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の活動目的に賛同し、ボランティアとして活動に協力でき、会員に登録したものを会員とする。

(会員資格喪失)

第6条 本会の会員は、退会を申し出た時。

(会費)

第7条 必要な場合は会員から会費の拠出を依頼することもある。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会は、代表1名、幹事 若干名、会計1名 特別顧問若干名を置く。

(選任)

第9条 本会の役員は総会において選任する。

(任期及び解任)

第10条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(2) 役員解任は辞任もしくは職務の遂行に耐えられないと申し出を役員会で承認されたとき。

第4章 機 関

(総 会)

第11条 本会の総会は毎年1回開催する

(2) 総会の開催は会員の2分の1(委任状を含む)以上の出席をもって成立する。

(3) 決議は総会出席した会員の過半数をもって決する。

(4) 総会は、次の事項を議決する

- 1 活動報告並びに計画及び予算決算に関する事項
- 2 役員を選任に関する事項
- 3 その他本会の運営に関する事項

(役員会)

第12条 役員会は代表が必要に応じて召集する。

第5章 会 計

(予算及び決算)

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

付 則

この会則は本会創設の日から施行する

施行日 2015年5月16日